

令和4年10月18日付け県公報第356号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更したので、測量法（昭和24年法律第188条）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年2月17日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関  
国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所
- 2 作業の種類  
公共測量（用地測量）
- 3 作業期間  
変更前 令和3年12月7日から令和4年12月13日まで  
変更後 令和3年12月7日から令和5年2月21日まで
- 4 作業地域  
富士市伝法地内